

平成25年4月30日

第2484号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（208・建築住宅課）…………… 1
- 用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取（209・建築住宅課）…………… 1
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（210・会計課）…………… 1

### 公 告

- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を相当とする旨の決定（仙北地域振興局農林部）…………… 2

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則7-36（通勤手当）の一部を改正する規則…………… 2

## 告 示

### 秋田県告示第208号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 市街地再開発組合の名称  
横手駅東口第一地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成19年7月31日から平成24年3月31日まで
- 3 施行地区  
横手市駅前町896番の一部、897番の一部、900番の一部、901番、917番の一部、921番、922番、923番、924番、925番、926番、927番、928番、929番、930番、931番及び932番、寿町301番の一部、302番の一部、304番の一部、305番、518番及び195番地先、前郷一番町809番の一部並びに前郷二番町866番の一部
- 4 事務所の所在地  
横手市駅前町1番10号
- 5 設立認可の年月日  
平成19年7月31日
- 6 定款の変更の認可の年月日  
平成25年4月30日

### 秋田県告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 意見の聴取の期日 平成25年5月9日（木） 午前10時30分
- 2 意見の聴取の場所 湯沢市千石町二丁目1番10号  
秋田県雄勝地域振興局3階大会議室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
  - (1) 建築物の用途 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場
  - (2) 建築物の場所 湯沢市千石町一丁目地内

### 秋田県告示第210号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称の

変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の名称	
変 更 後	変 更 前
一般社団法人鹿角交通協会	社団法人鹿角交通協会

## 公 告

県営土地改良事業（銅屋地区経営体育成基盤整備事業）につき、その工事を平成24年12月25日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大仙市協和小種土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第9項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年5月1日から同月30日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 大仙市役所農林商工部農林振興課、大仙市協和支所農林建設課

## 人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七十三六（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十三六（通勤手当）の一部を改正する規則

規則七十三六（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「二」第二条」を「。以下「育児休業法」という。）第二条」に改める。

第十七条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間」を「次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 休職条例第二条第一号の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の四第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 正 誤

ページ

行

誤

正

平成25年3月29日(号外第5号)公布の秋田県規則第37号(秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

1

| 後から32 | 116頁

| 1116頁